

平成 23 年

第 3 回市議会定例会 議案第 5 号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 9 月 6 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 25 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「3 万円」を「, 10 万円」に改める。

第 26 条の 6 第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号および第 2 号に掲げる寄附金または次に掲げる寄附金もしくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 26 条の 3 および法第 314 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

第 26 条の 6 第 1 項中第 1 号および第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、同項第 6 号中「寄附金（」の後ろに「法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除き、」を加え、同号を同項第 4 号とし、同項第 7 号を同項第 5 号とし、同項第 8 号を同項第 6 号とし、同項第 9 号中「第 41 条の 18 の 3」を「第 41 条の 18 の 2 第 1 項」に改め、同号を同項第 7 号とし、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 2 項に定めるところによ

り計算した金額とする。

第27条の4第1項中「若しくは」を「もしくは」に、「又は」を「または」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第33条の9第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第34条第6項中「(埋立)」を「(埋立て)」に改め、「地方開発事業団」を削る。

第43条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第55条第1項中「正当なる」を「正当な」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第68条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第80条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第80条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第78条第1項または第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付した日から10日以内とする。

第85条の次に次の1条を加える。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第85条の2 鉱産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付した日から10日以内とする。

第87条第1項および第104条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第110条の2を第110条の3とし、第110条の次に次の1条を

加える。

（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）

第110条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては，その者に対し，10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は，情状により市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は，その発付した日から10日以内とする。

第118条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に，「，第27項，第29項または第31項から第33項まで」を「または第28項」に改める。

附則第7条の4を次のように改める。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第26条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が，法第314条の7第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第26条の3第2項に規定する課税総所得金額，課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて，当該納税義務者の前年中の所得について，法附則第33条の2第5項，法附則第33条の3第5項，法附則第34条第4項，法附則第35条第5項，法附則第35条の2第6項または法附則第35条の4第4項の規定の適用を受けるときは，第26条の6第2項に規定する特例控除額は，同項の規定にかかわらず，法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第8条の2第3項各号列記以外の部分中「第7条第9項各号」を「第7条第8項各号」に改め，同条第4項各号列記以外の部分中「第7条第10項各号」を「第7条第9項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は，公布の日から起算して20日を経過した日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第26条の6、第34条第6項および第118条第2項の改正規定ならびに附則第7条の4の改正規定ならびに次条から附則第4条までの規定 公布の日

(2) 附則第8条の2第3項および第4項の改正規定 平成23年10月20日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）第26条の6および附則第7条の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号および第2号に掲げる寄附金ならびに新条例第26条の6第1項各号に掲げる寄附金または金銭について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この条例の施行前にした行為およびこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる固定資産税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、過料の額を引き上げ、およびたばこ税等に係る申告書を正当な事由なく提出しない者に過料を科すこととし、ならびに租税特別措置法等の一部改正に伴う規定の整備等をするため